

老人福祉



▲地域連帯の中で老人に生きがいを(写真はボランティアによる施設訪問)

高齢化社会の到来にともない、老人をとりまく社会的・経済的諸情勢は極めて厳しいものがあります。
五十二年度は、従来から重点を置いておられます地域老人福祉対策のほかに、特に老人が積極的に地域社会に参加して、その貴重な経験と知識を生かし、生きがいを高めていただくことを中心として次の事業を重点的に実施します。

- ★老人医療助成……………十四億五千三百三十四万円
七十歳以上及び六十五歳以上のねたき老人が、必要とする医療を容易に受けられるよう、各種保険制度で受療した場合の自己負担相当額を助成します。
- ★在宅機能回復訓練……………七百九十五万円
脳卒中後遺症等による在宅のねたき

- ▲地域連帯の中で老人に生きがいを(写真はボランティアによる施設訪問)
- ★老人社会活動促進……………四十五万円
老人の生き甲斐を高めるため、余暇活動、地域社会との交流、能力の活用、地域活動を積極的に推進します。
- ★老人スポーツ大会……………三百五十二万円
老人スポーツ大会を県下十四地区で開催します。

- ★老人福祉電話設置……………百八十七万円
ひとり暮らし老人に福祉電話を貸与して、その安否の確認や各種の相談に応じます。

- ★老人の住みよくなるさつくり推進……………一十一万円
地域の人々の積極的な参加と協力のもとに地域の特性を生かし、老人が健康で明るく、豊かな生活が送られる地域社会づくりを推進します。
- ★老人スポーツ大会……………三百五十二万円
老人スポーツ大会を県下十四地区で開催します。

- ★老人家庭奉仕員派遣……………一億四千二百六十四万円
日常生活を営むのに支障のある老人家庭に奉仕員を派遣して生活のお世話をします。
- ★介護人派遣……………百二十八万円
一時的な疾病等で日常生活に支障があるひとり暮らし老人に対して介護人を派遣します。

- ★老人健康診査補助……………一千三百七十四万円
老人の疾病の予防と早期発見並びに早期治療を図るため、六十五歳以上の老人を対象として健康診査を実施します。
- ★老人クラブ活動助成……………九千八百三十一万円
老人の老後の生活を健全でより豊かなものにするため老人クラブ活動に助成します。
- ★老人と各世代との交流事業……………八十万円
世代間の理解と連帯を深めるため老人と若い世代の人々が一緒に話し合い、研修を行なう事業を推進します。
- ★大規模年金保養基地対策……………四百万円
老人の総合的な生きがいと交流の新しい福祉拠点として、南阿蘇久木野に設置される大規模保養基地の基本計画策定に関係した調査等を実施します。

- ★老人と各世代との交流事業……………八十万円
世代間の理解と連帯を深めるため老人と若い世代の人々が一緒に話し合い、研修を行なう事業を推進します。
- ★大規模年金保養基地対策……………四百万円
老人の総合的な生きがいと交流の新しい福祉拠点として、南阿蘇久木野に設置される大規模保養基地の基本計画策定に関係した調査等を実施します。

地域福祉活動の育成と低所得者対策



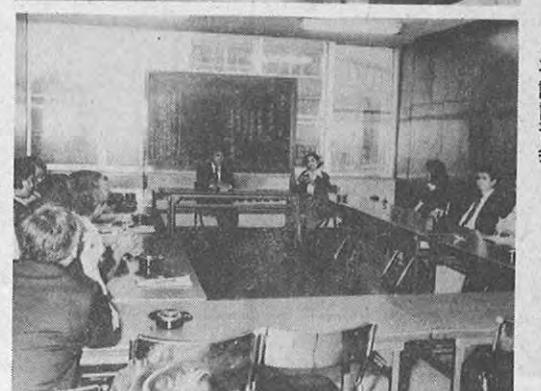
▲子供と人形のつどい



▲点訳奉仕



▲盲人に声の図書を



▲手話講習会

▲福祉の本質は共に生きる喜びを味あうことだといわれます

- ★ボランティア活動推進事業助成……………四百三万円
県内におけるボランティア活動推進のための総合的な推進計画の企画立案にあたるボランティア活動推進協議会の運営、ボランティア活動の手引きとしてのハンドブックの作成、一般の人のボランティア活動に対する関心と認識を高め、あわせて活動中のボランティア研修のためのボランティアセミナー開催等について助成します。
- ★生活保護扶助費等……………百三億四千六百六十七万円
生活保護法による生活、住宅、教育、医療扶助費のほか自立助長のための生業扶助費等を支給します。
- ★更生資金の貸付……………九千万円
県社会福祉協議会が実施している低所得世帯の自立更生のための事業開始、継続、修学、修業、技能修得、住宅等各種の援護資金の貸付事業に補助を行ないます。

- ★生活保護扶助費等……………百三億四千六百六十七万円
生活保護法による生活、住宅、教育、医療扶助費のほか自立助長のための生業扶助費等を支給します。
- ★更生資金の貸付……………九千万円
県社会福祉協議会が実施している低所得世帯の自立更生のための事業開始、継続、修学、修業、技能修得、住宅等各種の援護資金の貸付事業に補助を行ないます。

- 今後の社会福祉の方向としては、ニーズの多様化、高度化に対応した福祉施策の充実とともに、地域社会を基盤として、連帯感、隣人愛に基づく地域の人びとの参加に支えられた、きめ細かな地域福祉の推進強化が求められています。
- そのため、地域福祉施策として、県下で広く社会連帯感のもとに活動の輪が広がられているボランティアの活動の促進助成をはじめとして、各種事業を推進します。
- また低い所得で暮らしておられる人びとの援護対策としては、生活の安定、向上と自立助成を図るための必要な援護を行います。
- ★ボランティア活動推進事業助成……………四百三万円
県内におけるボランティア活動推進のための総合的な推進計画の企画立案にあたるボランティア活動推進協議会の運営、ボランティア活動の手引きとしてのハンドブックの作成、一般の人のボランティア活動に対する関心と認識を高め、あわせて活動中のボランティア研修のためのボランティアセミナー開催等について助成します。
- ★生活保護扶助費等……………百三億四千六百六十七万円
生活保護法による生活、住宅、教育、医療扶助費のほか自立助長のための生業扶助費等を支給します。
- ★更生資金の貸付……………九千万円
県社会福祉協議会が実施している低所得世帯の自立更生のための事業開始、継続、修学、修業、技能修得、住宅等各種の援護資金の貸付事業に補助を行ないます。

- ★社会福祉協議会育成……………三千七百七十七万円
住民参加の自主的な福祉活動の推進指導母体である社会福祉協議会の組織、活動体制の育成強化を図り、民間福祉活動の促進を援助します。
- ★民生・児童委員活動費補助……………八千九百十四万円
地域福祉推進の中核として活動する民生・児童委員の活動費を助成するとともに、民生委員制度創設六十周年を期し、地域福祉を高めるため、民生・児童委員が自主的に展開する「在宅者福祉のためのネットワークづくり運動」に対し助成を行います。